

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
第五回本会議

令和6年11月13日(水)

(議事次第)

議題

筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せ

タイムテーブル

当日の時刻	予定した日程
18:30	開会
18:30~18:42	出欠確認・資料確認
18:42~20:49	議題
20:49~20:56	表決
20:56	散会

出席者

学類等代表者 44 名 うち遅刻者 1 名 詳細省略

資料一覧

議題 「筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せについて」

- ・ 議案書 「筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せについて」
………… P24008-00
- ・ 資料 01 「筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せ」
………… P24008-01
- ・ 参考資料 「新歓活動申合せ_新旧対照表」

開会

○近藤 拓未（議長）

これより、令和6年度第五回本会議を開会する。

出席確認・資料確認

○近藤 拓未（議長）

出席者を確認する。慣例に基づき、読み上げられた学類に在籍する代表者の挙手をもって出席とする。

円滑な議事進行のため、参加者においては、適宜資料を確認されたい。

出席確認の詳細は省略

○近藤 拓未（議長）

出席人数を確認する。少々お待ち願いたい。

出席者が43名で議員数の過半数を超えたため、本会議を開会する。本日、議事次第を準備できなかったため、口頭で説明する。本日の議題は、筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せについての是非を諮るものとなっている。学内行事委員会、議題の説明をお願いする。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

こちらの議案書だが、内容に一部訂正がある。訂正について説明しつつ、議題についても併せて説明する。まず今回の議題は、筑波大学新入生歓迎活動に関するものとなっている。議案書を一度読み上げる。

筑波大学の新入生歓迎活動および加入活動において定める、「筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せ」の承認の是非を諮るものである。当議案は資料01の「筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せ」の承認を求めるものである。資料01は、筑波大学における新入生歓迎活動及び勧誘活動に際して全学生が従う必要のある規定を記載したものである。参考資料は昨年度の「筑波大学新入生歓迎期間に関する申し合せ」との新旧対照表であり、審議の対象ではない。なお本議題の要旨に反しない体裁および字句修正については、議長に一任する。

ここで議案書の内容について訂正がある。議案書には「全学生が従う必要のある規定を記載したものである」と記載されている。この点を、「体育会、文化系サークル連合会、芸術系サークル連合会と全代会の間での新入生歓迎活動および期間、運営主体である新入生歓迎委員会などの組織を定めたものである」と訂正する。資料に不備があり申し訳ない。今述べたとおり把握していただきたい。他の、本議案の要旨に反しない体裁および字句修正につ

いては議長に一任すること、また参考資料の内容についてはこちらの提出してある議案書に書いてあるとおりで相違ない。

○近藤 拓未（議長）

それでは本申合せおよび新旧対照表を確認する時間を取る。55分まで時間をとるため、資料の確認をお願いします。その後、質疑応答そして表決に移る。

○近藤 拓未（議長）

時間となったため、質疑応答に移る。質問等のある方は挙手願う。学類と名前を読み上げるので、指名された者は名前と学類を再度述べた上で、質問してほしい。

オンラインで出席の、社会学類の森さん発言をお願いします。本人の希望により代読する。

第1条第2号、「大学によって公的に認められた新入生の支援活動」を申合せの対象に含める意図は何か。

森さんの質問に対して、議案提出者の國崎さんに回答をお願いします。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

こちらについて、詳しいことは新歓委の構成員である桑原さんより説明いただくのが適当であると考えため、桑原さんに回答していただきたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

大学によって公的に認められた新入生の支援活動を申合せの対象に含める意図について説明する。新歓委は、元々新入生歓迎祭推進委員会が扱っていたサークル活動の新歓の統括を継続して扱うのみならず、学類新歓、学生組織等の新歓もある程度統括をすることによって、筑波大学として一体感を持った新歓を行うことをねらいとしている。具体的には、入学式後に一斉歓迎等を開催する際には、それに必要な情報を円滑に共有するため、学類新歓等の学生組織などの新入生の支援活動も行うことになる。その場合、申合せの中に含める必要があるため、記載されている。

○近藤 拓未（議長）

森さんから今の回答に対して、「ありがとうございます。」とチャットでいただいたため質問を終了とする。

続いてオンラインで医学類の相川さん、質問をお願いしたい。

○相川 大慥（医学類）

第 15 条を削除した理由は何か。

○近藤 拓未（議長）

先ほどと同様に、まずは議題提出者の國崎さんに回答いただく。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

こちらの質問についても、新歓委の方から詳しく説明があった方が良いと思うため、先ほどと同様、桑原さんに回答をお願いしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

元々の第 15 条が、新歓期間における団体への妨害の禁止という項目になっているが、このような、新歓を行う団体に対する規制や禁止の規定といったものは三系と全代会の申合せで定めるべきではなく、その申合せの後に新歓委が定める新歓規定などで定めるべきだと考えた。そのため、新歓規定に移動させ、こちらを削除するという形になったと記憶している。

○相川 大慳（医学類）

もう一つ質問してもよいか。

○近藤 拓未（議長）

構わない。

○相川 大慳（医学類）

第 7 条第 3 号が変更されていると思う。変更後は、新歓委の任期がどこにも書かれていないと思うが、任期を定めないようにした経緯を教えてほしい。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

先ほどと同様に、新歓委の桑原さんにお答えいただく。また、今後の質問についても同様に、基本的に桑原さんに回答していただきたいと思う。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

委員の任期の記載がなくなった点について、現状の申合せでは 2 年間となっているが、全代会の議員や三系の執行部の任期が 1 年間である一方で、新歓委だけ 2 年間だとおかしいのではないかという議論があり、2 年間という記載を削除した。また、全代会や三系として新歓委に入った際に、三系や全代会の所属ではなくなったが新歓委を続けるという場合を想定して、任期をなくしたと記憶している。

○近藤 拓未（議長）

その他に質問等ある方はいるか。
社会学類の綱木さんお願いします。

○綱木 映法（社会学類）

何点か質問する。まず先ほどの桑原さんの回答で、新歓委は学類新歓も統括することで全体の活性化を図るという趣旨の回答があったかと思うが、それが新たに盛り込まれたということは、今までは学類新歓を統括するようなことは前身の組織である新推委はやっていなかったという前提でお話してよいか。

○桑原 侑（新生歓迎委員会）

はい、その認識で相違ない。

○綱木 映法（社会学類）

学類新歓はある程度、その学類や学群ごとに自由度が担保されることが重要と考えるが、新歓委がそれを統括する意義についてお聞かせいただきたい。また、全代会にも新生歓迎特別委員会があり、学生組織と学類新歓の橋渡しのような役割を行っているはずだが、どのように異なる役割を果たすのかについても、お答えいただきたい。

○近藤 拓未（議長）

議案提出者の委任として桑原さんに回答をお願いします。

○桑原 侑（新生歓迎委員会）

最初の新歓委が統括するという点について、先ほどの説明における統括という言葉は少々強い表現であったかもしれない。基本的に新歓委が上から指示することは想定されていない。この場面で特に強く想定されているのが新生生の入学式直後の一斉歓迎である。今年度は様々な混乱があったため、それを念頭に情報交換を行うことで学類新歓の妨げにならないように、サークル新歓等とある程度すみわけをさせることを検討している。サークル新歓は入学式前後、学生会館の前への立ち入りを禁止されているが、学類新歓はその制限の対象に含まれないと想定されており、申合せでもそのような事象を想定することで、都合をつけようという話があったと記憶している。

もう1つの質問についてももう一度お聞かせ願いたい。

○綱木 映法（社会学類）

新生歓迎特別委員会との違いについて伺ったが、今の回答で性質が大分違うものであ

ることが明らかになったので、回答は不要である。追加でお聞きしたいのだが、第7条第2項で新入生歓迎委員会の委員は全学生から募集するとあるが、本申合せがまだ承認を得ていない状況で、既に説明会を開く、募集フォームを流すなどして活動を進めていると思うが、問題ないのか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

こちらの質問に対して、あまり私が把握できていないところがある。そこに詳しい方から回答いただいて検討するというのは可能なのか。

○近藤 拓未（議長）

後日回答をすることは可能だが、本日の採決に関しては現状をもとに行うこととなる。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

回答を続ける。この記述に至った経緯を念のため伝えたい。去年は新歓委と学園祭実行委員会で、新歓祭ないしは新歓期間を担っていたところ、学園祭実行委員会の負担等を考慮し、また学実委が管轄する範囲に新歓祭は本来含まれていないため、運営を外れることになった。そして、「新歓を筑波大学全体で作っていく」という意味で全学生から募集する動きがあった。全大会の議長、学内行事委員会、新入生歓迎特別委員会、三系と新入生歓迎委員会で度々打ち合わせを行い、今後このような方向で進めることとなった。ある程度この申合せが承認されることを想定して、来年度の新歓に間に合わせる形で募集を進めているため、仮にこの申合せが承認されなかった場合は募集がなかったことになる。ただ、全大会や三系、新歓委のすり合わせを通して、この形で進むことを想定しているため、申合せにはこのように記述がされており、募集も進めている。

○綱木 映法（社会学類）

最後にお聞きしたい。第12条に「運営計画書および予算は系別責任者会議および全大会の合意を得て、課外活動連絡会において決定される」とあるが、ここで示されている全大会の合意とはすなわち学園祭の実行計画書や予算等の承認と同様に、本会議の議案として承認を得ることという認識でよろしいか。また、新歓委は全大会や学実委と同じような学生組織としての立ち位置になるということか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

「全大会の合意」の記述に関して、基本的には全大会という言葉が指しているのは本会議であるから、本会議でこちらが可決されることを想定している形ではないかと考える。新入生歓迎委員会の位置づけについては、昨年までは三系と全大会が合同で設立して、三系や全大会の下についているような印象であったものが、全学からメンバーを募集して、ある程度

三系と全代会から離れた形で活動していく組織になるかと思われる。全代会や三系ほどではないが、学生組織という形で動き出すことになると思う。

○近藤 拓未（議長）

現在の質問の件について澁谷より追加の説明がある。

○澁谷 耕大（副議長）

本会議が含まれるか否かについて、議案提出の前から議長団や学内行事委員会等で検討を進めている。正式な会議等での発言ではないが参考情報として、全代会に提出される以前に三系の合意を得てから全代会の本会議に発議するという流れについて、新歓委委員長である佐藤翔哉さんは「その通りである」と発言されている。このため、現状の認識においては、本会議にて審議するという認識で相違ない。ただし、正式な発言ではないため、今後の新歓委の立ち位置や三系との立ち位置で変更される可能性がある。さらに新歓委の立ち位置についてだが、全代会と三系である体育会、文化系サークル連合、芸術系サークル連合の下部であるということについて変更はないと認識している。

○近藤 拓未（議長）

続いてオンライン出席の社会学類の森さんから追加の質問がある。代読する。

第18条の2において学類等代表者等とあるが、学類等代表とその他の下部組織である学生組織の構成員選出について触れるのであれば、学類等代表その他とした方が語義として妥当かと思われる。そのうえで、「者等」とした理由があれば教えてほしい。また、「者等」には具体的に何が含まれるか。

こちらも委任に従って桑原さんに回答をお願いしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

ご提案いただいたとおり、「その他」という表現に変更すべきと考える。本会議に提出されたものについて、要旨に反しない修正かと思われるので、議長に一任したい。そして、者等の「等」に含まれているものについてだが、こちらは各クラスで選出されるクラス代表と、さらに選出される学類等代表や、場合によっては学園祭の実行委員なども想定として含まれるものと解釈してほしい。

○近藤 拓未（議長）

返信があったため、代読する。

学園祭実行委員会の委員募集は、学園祭の関連規則には「選出」がないことや、議決(学園祭実行計画書)にて「委員の補充」と定めていることから、「選出」として含めるよう解釈するには根拠が無く、この条文は要件が不十分であると思われる。この条文を新設する理由は何か。

○桑原 侑（新生歓迎委員会）

この条文を新設する理由は、先ほどから述べている通り、サークル等の新歓と全代会をはじめとした学生組織等が円滑に新歓運営を進めるための情報交換を可能にするためだ。現状の申合せでは学類等代表者の選出などの記載がなかったのだが、この申合せではサークル新歓等のみならず、学生組織の新歓も含まれるため、この条文を新設した。

○近藤 拓未（議長）

参考にします。とのことで質問は以上である。

○近藤 拓未（議長）

先ほどの字句修正につきまして、要旨に反しない修正のため、議長に一任するとあったが、要旨に反しない修正であるかどうかも含め検討するので、回答をお待ちいただきたい。

他に質問がある方は手を挙げてほしい。社会工学類の岩淵さん発言をお願いします。

○岩淵 泰知（社会工学類）

本議題は筑波大学新生歓迎活動に関する申合せということで、こちらの申合せというのは、三系と全代会の中での取り決めということで間違いはないか。

○近藤 拓未（議長）

議長から回答する。申合せは三系である文化系サークル連合会、体育会、芸術系サークル連合会および全代会の四者での申合せとなっております。

○岩淵 泰知（社会工学類）

先程から質問に対して新歓委からの回答によってなされている。だがしかし、本議案の申合せというのは三系と全代会の間のものであるから、本来は全代会か三系の担当者の方が回答されるのが筋かと思う。その点いかがか。新歓委が回答している理由についてご教示願う。

○近藤 拓未（議長）

こちらについては、全代会側の担当である学内行事委員会に回答をお願いします。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

ご指摘の通り三系と全代会による申合せのため、全代会からは私や議長または三系の各責任者の方から説明がなされるのが妥当である。一方、実務を担当しているのは新歓委であり、この申合せも新歓委の意見を参考に作成しているため、新歓実務を担当している新歓委の方が、内部の事情や申合せができた経緯について詳しいということで回答自体を委任している。

○岩淵 泰知（社会工学類）

背景が理解できた。

○近藤 拓未（議長）

その他質問がある方は手を挙げてほしい。生物学類の石井さん、お願いしたい。

○石井 遥（生物学類）

今回の議決の対象が資料 01 だが、参考資料の改正案と表記違いがあるのが気になった。どちらの表記が正しいのか。具体的に申し上げると、私が見つけたのは、第 6 条の赤字の第 2 が直っていないのと第 12 条の上の運営計画書および予算のところに案が入っていること、第 14 条の 2 のもしくは、またはなどの表現が直っていない。

○近藤 拓未（議長）

本質問についても議案提出者である学内行事委員会より回答をお願いしたい。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

ご指摘の通り、字句の方に違いがある。参考資料の方に不備があり、審議対象である 01の方が正式の表記である。そのため、そちらを承認していただくという形となる。

○近藤 拓未（議長）

続いて質問ある方は手を挙げてほしい。植木さんお願いする。

○植木 直生（応用理工学類）

第 14 条の 2、「新歓委は各系別責任者会議もしくは全代会または課外活動連絡会」というのが、実際の議案では「並びに」となっていて、これは「もしくは」の場合は or、「並びに」の場合は and と解釈されると思うが、実際の改正案については、and の方を採用したという認識で間違いはないか。

○近藤 拓未（議長）

学内行事委員会委員長から回答をお願いしたい。

○**國崎 沙和子**（学内行事委員会委員長）

こちらの字句についても、こちらに提出されている申合せ自体が正しいものとなっており、参考資料の方が誤りであるという認識でいていただいて大丈夫である。

○**植木 直生**（応用理工学類）

了解した。もう一つ見つけたのだが、第6条の筑波大学学生の活動に関する法人規程第2条の2を新旧対照表の方では、アラビア数字の2を漢数字の二に訂正していると思うが、実際の改正案ではアラビア数字の2となっている。法人規定本来の表記に合わせるために行った改正と思うが、漢数字に直さなくてもよいのか。

○**近藤 拓未**（議長）

回答をお願いします。

○**國崎 沙和子**（学内行事委員会委員長）

こちらについては、アラビア数字で正しい表記のようだ。先ほどから申し上げている通り、審議対象となっている申合せが正しい表記となっている。

○**近藤 拓未**（議長）

他に質問のある方は挙手願いたい。

先ほど、社会学類の森さんからの質問の回答で議長の保留にした字句修正について、議長より回答する。先ほどの語句の修正について、それが軽微なものであるかの判断も含め、議長判断とする件に関して、軽微なものとは認められなかった。そのため修正を要請する場合は修正動議を出していただく形となる。

修正動議について定めている、「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」の第十九条を今から読み上げる。

第十九条、「議員は会議中に動議を提出できる」2項「動議の成立には原則として提案者のほか4名の賛同者を要する。ただし、議長が認める場合はこの限りでない。」4項「前項の定めによって成立した動議が、会議出席者の過半数の賛同を得た場合、議長はこれに従う。」ということで、動議を提出する場合は、提案者の方から4名の賛同者を要する。そのうえで、動議を提出する場合は、社会学類の森さんに改めてその旨を表明いただきたい。

○**近藤 拓未**（議長）

その他の質問がある方は手を挙げてほしい。知識情報・図書館学類の榎本さん、お願いします。

○榎本 陽子（知識情報・図書館学類）

2点質問がある。一つ目が、第十条を入学式が挙行される日の翌日以降という規定に変更した理由を教えてください。

○近藤 拓未（議長）

先ほどに従って桑原さん、回答願いたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

入学式が挙行される日の翌日以降に、という記述に関して、現状のものと、変更がない形態ですので、昨年承認されたものをそのまま引き継いでいるという形になっている。

○榎本 陽子（知識情報・図書館学類）

見間違いがあったら申し訳ないのだが、修正される前のものが翌日以降における最初の土曜日という規定になっていると思う。こちらを消した理由をお聞きしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

現状のものには最初の土曜日と記載されており、昨年や今年度の新歓はそれに則って実施されたものであるが、来年度の入学式が土曜日に実施される関係で、入学式の翌週の土曜日では遅くなってしまう。そのため、土曜日に限らない形で新入生歓迎祭を実施できるように土曜日という記述を削除した。

○榎本 陽子（知識情報・図書館学類）

続いて2点目であるが、第十二条の以前の記述では、前年度2月末日までという記述があると思うが、こちらを削除した理由を教えてください。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

現状のものには、運営計画書と予算は2月末日までと定めているが、系別責任者会議および全代会の合意を得たうえで、課外活動連絡会に提出するのは2月末である必要がない。変更がある度に審議されることを想定し、2月末日という期限に囚われない形で条文を書き直した。

○近藤 拓未（議長）

その他質問のある方は手を挙げてほしい。

新入生歓迎委員会桑原さんお願いしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

先ほどの質問にあった第14条の2について、動議を提出する。今回の審議されているものは、「新歓委は各系別責任者会議及び課外活動連絡会並びに全代会」となっていると思われるが、こちらを「新歓委は各系別責任者会議、もしくは全代会または課外活動連絡会から請求があったときにしかるべき報告および資料提出を行う」という新旧対照表の記述に合わせる形で変更することを提案する。

○澁谷 耕大（副議長）

書き換える対象の文章、変更後の文章の案を念のため Teams の本会議チャンネルに書いていただけると助かる。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

少々お待ち願いたい。

○近藤 拓未（議長）

修正動議が提出されたため、賛同者を確認する。修正動議に賛同する方は手を挙げるもしくはリアクションをお願いしたい。繰り返しになるが、賛同者が提案者以外に4名以上いることが、修正動議提出に必要となる。

賛同者募集の流れは省略

○近藤 拓未（議長）

オンラインが2名、対面が2名の挙手、リアクションを認める。4名以上のため、修正動議の提出を許可する。

修正動議によって新しく出された議案については、現在議事に上がっている議案から第10条の2項が修正されたものとなっている。修正内容については Teams の本会議チャンネルに掲載するので確認願いたい。

修正動議があった場合は最初に、当初の議案に対して表決を取る。ここでの採決において賛成者が過半数を占めた場合、当初の議案が可決されたこととなる。この議案が通らなかった場合、修正動議の方の表決に移る。修正動議の採決の結果、賛成者が過半数を占めた場合、修正後の議案が可決されたこととなる。この際にも過半数を占めなかった場合は、両方とも可決されなかったということになる。

修正動議を重ねて提出することも可能である。その場合、現在出ている修正動議に加えるのか、新しい別の動議として提出するのかということも含めて議論を行う。修正動議に上げられた内容は第14条2項が P24008-01 の資料から、現在本会議チャンネルに上がっているものに修正されたものとなる。

改めて 5 分程度時間をとる。修正動議の内容を確認願いたい。その後もう一度質疑応答の時間をとり、表決に移る。

確認の時間の中に、重ねて動議の内容について桑原さんから説明をお願いしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

先ほど動議を提出した理由としては、当初、議題として提出されているものでは、各系別責任者会議つまり文化系サークル連合会、芸術系サークル連合会、体育会の責任者会議、それぞれの会議全てと課外活動連絡会と全大会の本会議、全てが一致して請求をしないとすれば、請求することができない。という形になってしまっている。何か新歓委で問題などが起きた際に、各系別責任者会議や全大会、課外活動連絡会が柔軟な形で、全体が一致するのを待たず、即効性を持って、各組織が新歓委に対して請求を出せるよう、「もしくは」、「または」という表現にするべきと判断したため、動議を提出した。こちらを参考に判断をお願いしたい。

○近藤 拓未（議長）

まもなく 5 分がたつ。質問等がある方は手を挙げてほしい。

教育学類カーニーさんお願いしたい。

○カーニー 晴希（教育学類）

動議に関わるものではなく、第 16 条第 3 項に関するものである。16 条第 3 項にて「優先権を行使可能な事項は、新歓委がこれを定める」と規定されているが、同条第 3 項に「優先権を行使可能な事項」について、別に規定があると思う。

新歓委が定めるべきとしている前項の規定と並列されて書かれていることに関して、新歓委で改めて、規定するべきではないか。

○近藤 拓未（議長）

学内行事委員会委員長の國崎さんお願いする。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

質問ありがとう。第 2 項、第 3 項ともに書き出しが同じようになっているとわかりづらい部分ではあるが、第 2 項の方が主体であり、第 3 項の方が優先権を行使可能な事項を定める範囲・対象となっている。つまり、第 3 項で定められているものの中で、新歓委が定めるということである。

○近藤 拓未（議長）

他に質問がある方はいるか。

20時まで、挙手がなかった場合には表決に移る。
社会学類の森さんお願いしたい。代読する。

動議により修正が成立した場合は軽微な字句修正とならないため、三系との合意を取り直す必要があるのではないか。

○近藤 拓未（議長）

議長より回答する。本議題が直接承認された場合以外は三系との合意をすべて取り直す必要がある。現在、文化系サークル連合会、芸術系サークル連合会から承認をいただいております。現在、全代会が承認をとっている。その後、体育会が承認をとる形となる。そのため、このまま承認されなかった場合については改めてこの後三系に承認を回す形となる。もし、三系の方でさらに修正が加えられた場合は次回以降の本会議にまた諮られることになる。

三系の全団体から承認をまだもらっていないということで、全代会が最初の承認を取るという状況にある。その旨、今まさに連絡があったため、共有する。そのため、三系との合意がまだ取れていないということではまず全代会の内部での合意という形になっている。

その他質問ある方いらっしゃるか。

工学システム学類の吉田さんお願いしたい。

○吉田 伊吹（工学システム学類）

第13条の2、「剰余金はこれを次年度に繰り越す」という文言について、「これを」を追加した意図は何か。

○近藤 拓未（議長）

委任に従い、桑原さんに回答をお願いしたい。

○桑原 侑（新生歓迎委員会）

こちらの字句修正については、日本の法令等を参考にし、これを追加するのが適当と判断されたため、これを追加した。

○近藤 拓未（議長）

その他質問のある方いますか。

社会工学類、岩淵さんお願いしたい。

○岩淵 泰知（社会工学類）

第17条の3についてお尋ねする。「新歓規定は全代会が学生を代表し、これを定める」と記載されているが、新歓規程の作成に関わるのは全代会のみという認識で間違いはないか。

○近藤 拓未（議長）

学内行事委員会委員長の國崎さん、回答をお願いしたい。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

17 条の 3 に「新歓規定は全大会の学生を代表してこれを定める」とあるが、発布できるのが全学の合意を得る場である全大会でしかできないものであるため、定められている。作成に関しては、新歓委、三系、全大会の各組織からの意見を参考に作成を進める予定だ。

○岩淵 泰知（社会工学類）

追加で質問したい。全大会が名前を貸す形になるのか。新歓委や三系が決めたルールを全大会の名前を借りることによって、全学生に発表される認識で間違いはないか。

○國崎 沙和子（学内行事委員会委員長）

名前を貸すという認識ではなく、それよりも強いイメージである。例えば学園祭の実行計画書や予算と同様に全学の承認を得て発布するのが全大会と、認識いただければと思う。

○岩淵 泰知（社会工学類）

定めるという表現がルールの作成に関わるような表現に感じられるが、個人の意見になりそうなので、以上としたい。

○近藤 拓未（議長）

先ほどの動議に関して副議長の澁谷から動議の規定について「違う」という内容の報告を受けたため、改めて確認をしたい。先ほどの説明から異なっている箇所を含め、改めて動議について説明する。修正の要求が提案者 1 名から上がった場合に、動機を発議するかどうかを議論するのに 4 名以上の賛同者が必要だ。その後、出席者の過半数の同意を得られた場合に新しい議題として提出することができる。先ほどの説明から変わってしまい申し訳ない。議案を提出するには、過半数の賛同が必要という規定である。については、順番が前後して、内容が重なってしまって申し訳ないが、先ほど 4 名以上の賛同者がいたということまで遡り、議案では先ほどの第 18 条 2 項の修正動議について、この議案をかけるかどうかの議論をする。

今から 2 分以内にご意見のある方がいない場合は本会議チャンネルに表決フォームを投稿するので、投票してほしい。出席者の過半数を占めた場合、本動議を議題として受け付ける形にする。

20 時 13 分までに本動議について意見等がある方は挙手願いたい。

13 分になっても挙手が確認できなかつたため、投票に移る。修正動議について、議案の提出に賛成するもしくは反対するかについて投票をお願いする。

投票の流れについては省略

17 分になったので回答を締め切る。

投票数 36、賛成 34、反対 2 で動議が成立した。

議論を遡り、2 つの議案について、質問がある方は手を挙げてほしい。

社会学類の綱木さんお願いしたい。

○綱木 映法（社会学類）

先ほど岩淵さんが言っていた、定めるという表現が、作成に関与して行うという意味にとれるものだが、わたしもそのように思う。そのような誤認識を生む可能性があるのだから、表現を、例えば「新歓委が定めて全代会が承認する。」などというニュアンスに変えた方が正しいのではないかと思う。どのように考えるか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

こちらにある「定める」という表現がその他の組織の介入を妨げるように見えてしまう可能性があるという指摘で正しいだろうか。

○綱木 映法（社会学類）

その通りである。実情としては、制定の主体は新歓委で、全代会で審議して、可決するという流れになると思うが、今の表現だと全代会が作って、それを承認して出すみたいなことになりかねないというのが岩淵さんが言いたいことだと思う。それについては、私もそのように思う。個人の範囲内ということで、先ほどはまとまったかと思うが、その表現を軽微かどうかを一旦置いておくとして変えた方が規定として、よろしいのではないかと思う。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

そのように表現している理由については、ある程度は國崎さんの方から説明があったかと思われるが、新歓委という組織自体がまだ出来たばかりで、学生に対する決まりなどを制定するまでに至っていない。また、新歓委を設立したのが三系と全代会ということで、三系はサークル等に対して、特に課外活動団体一文サ、芸サ、体育会一に所属しているものしか統括することができない。その一方、全代会は全学を対象にしているので新歓委が行う規制など、あらゆるものに対して全代会が責任を負うという認識ができる。そのように考えると、全代会がその責任をもって新歓規定を定めることは適当ではないかというふうに申し上げている。いかがだろうか。

○網木 映法（社会学類）

言い方が相応しくないかもしれないが、今年度は少なくとも全代会が新歓委の行動に介入する形になっていくということで間違いないか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

その方向で間違いない。先ほど申し上げた通り、出来たばかりなのに比較的自由にさせることはできないので、全代会と三系で少し見守っていくという形になっていくかと思われる。

○網木 映法（新入生歓迎委員会）

それだったら、そのままのニュアンスでいいのかなというように思う。

○近藤 拓未（議長）

何か質問のある方はいるか。

比較文化学類の趙さんお願いします。

○趙 海晴（比較文化学類）

同じところに関する質問であるが、「定める」に関しては「決定する」に直すのはいかがか。また、「全体会がこれを定める」というのは、つまり本会議を経て、議論をしていて定めるというプロセスなのか。それとも全代会内部の関係者や責任者によって定められるということなのか。

○近藤 拓未（議長）

桑原さんお願いします。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

まず1点目に関して。「これを決定する」に変更する方がよいのではないかという話であるが、「これを定める」という表現の方が、日本の法令上に照らし合わせてみると適当であると判断されたためにこのような表現になっている。

次に2点目、「全代会が定める」という表現について。建前上全代会というものは全ての学生の代表組織であるため、全代会の意見は全学の意見と扱われる。そのため、全代会それ自体をもって全学生の意見を反映しているために、「全代会が学生を代表しこれを定める。」という表現になっている。

○趙 海晴（比較文化学類）

2点目の質問に関しては、「全代会がこれを定める。」というのは本会議を通して定めるのか。それとも全代会の中の関係する学生が定めるのか。定める方法に関して、お聞きしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

本会議を通じて定められるという認識で正しいかと思われる。

○趙 海晴（比較文化学類）

もう1つ、18条に「新歓委が別に定める規則に反した学生団体などについて別に記録する」とあるが、新歓委が別に定める規則とは具体的にはどのようなものを指しているのか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

「別に定める規則」という表現はよく用いられる表現であるが、具体的にこれというものを指しているわけではない。基本的に新歓委は申合せを前提として、新歓規定を作成し、それをもとに各団体等に対してルールを課していく。申合せだけでは定めきれない色々な細かなことがある。それに対して全代会が全てに対して判断を下すのも実情に合わない。そのような面を考慮し、「別に定める」というふうに記載することによって、新歓委が申合せなどの大きな決まりの範囲内であれば、別に定める細かな規則を作成し、新歓委がそれに基づいて行動しても良いという規定となっている。

○近藤 拓未（議長）

質問ある方いるか。20時30分まで質問がなければ表決に移る。

○近藤 拓未（議長）

人文学類の高橋さんお願いしたい。

○高橋 蓮（人文学類）

先ほどの第18条の新歓規制および新歓委が別に定める規則についてであるが、新歓委が別に定める規則については、新歓規定に基づいて制定するなどの文言がない。この条文からでは新歓委は新歓規定に反する規則を制定できることになる。こちらはどのようにお考えか。

○近藤 拓未（議長）

委任に基づいて新歓委桑原さんお願いする。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

第17条をご参考いただきたい。第17条にある通り、新入生歓迎活動における規制事項を明確化するために新歓規定が定められている。明確化するということは、新歓の規定を定

めることによって新歓委が定めるその規制やルールについて道筋をつけるものと考えた。そのため、この 17 条の条文をもって、警備などの細かいものも含めてこの規定の範囲内で収められるものと解釈することができる。

○近藤 拓未（議長）

33 分までに質問がなければ、表決に移る。部屋の時間が 21 時までとなっているため、その間に表決が取れなかった場合は休会という形になり、別日に第 5 回本会議第 2 日程を行うのでそちらの方に参加をお願いしたい。

○近藤 拓未（議長）

社会工学類岩の淵さんお願いします。

○岩淵 泰知（社会工学類）

第 17 条の 2 についてお尋ねする。まずは議長に伺いたい。「すべての学生は新歓規定を遵守しなければならない」と書いてあるが、その根拠はどこにあるのか。

○近藤 拓未（議長）

そちらについて、議論はあると思うが、こちらの申合せが三系と全大会の申合せという時点で、全ての学生に対してこれを定めるというのはかなり難しい話になっている。三系と全大会が主体であるものや新歓委が主体である規則等については、策定可能だが、全ての学生を対象としたものについて本規定で、決定するのはかなり難しいと考えられる。

○岩淵 泰知（社会工学類）

整理すると、今の議長の回答は 2 番に関しては少し食い違うようなものということで間違いはないか。議論の余地があるというのが一応の見解か。

○近藤 拓未（議長）

一議員および全体会の代表として発言を申し上げるとすれば、全ての学生が新歓規定を遵守しなければならないという文言は本申合せでは策定が難しいものとする。

○岩淵 泰知（社会工学類）

こちらの申合せは三系と全大会で取りまとめたもので間違いはないか。

○近藤 拓未（議長）

その通りである。

○岩淵 泰知（社会工学類）

意思の疎通が取れてないように感じられるが、その辺りはどうなのか。「全ての学生は」と、主語を学生にしてしまうことに対し、て意思疎通できないように感じられる。

○近藤 拓未（議長）

全代会という団体の長として発言させていただくと「はいその通り」だと自分も感じている。一議員および全代会という組織の代表としての意見を申し上げますと、今の岩淵さんの意見同様、三系とのコミュニケーション不足であると考えている。その上で、本会議への議案の提出は誰でも行うことができ、その上で議論がされる。そのため、議員の皆さんの投票によって、本会議は通るか、全代会がこれを認めたものであるか、ということが決まる。これは全代会が本会議をベースに活動しているからである。まとめると全代会議長としては、こちらは不十分なものであると認識している。

○岩淵 泰知（社会工学類）

それでは第17条の2に関してはそれぞれの議員に適切かどうかを判断を委ねるという形で間違いないか。

○近藤 拓未（議長）

その通りである。その他質問がある方いるか。

○近藤 拓未（議長）

社会学類の綱木さんお願いしたい。

○綱木 映法（社会学類）

声が少しおかしいが許してほしい。先ほどの、全ての学生についての件だが、学生団体に所属していない学生もいるかと思う。そのような人が極端ではあるかもしれないが暴動を新歓期間中に起こすと困るため、この変更は妥当だと思っている。新歓規定が全学生に浸透されないことは非常に問題だということは今明らかになったわけだが、これについて新歓委は何か方策をお考えか。全学生が（規定を）認知して遵守するための方策をどのように考えているのか。

○近藤 拓未（議長）

桑原さんお願いしたい。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

全ての学生という表現がされているのに、全代会が決定するだけでは全てを浸透させることができないというご指摘だったかと思う。この申合せは全代会と三系で申合せた上で課外活動連絡会という大学の会議に通したうえで実行していく。また、昨年の例を用いて説明すると、この申合せでも第11条等で定めている通り、新歓期間担当者連絡会というものを設置し、そこで新歓規定の説明や学生生活課等から注意事項が説明された。そのため、そのような場をもって、こういった新歓規定の周知などを行っていく。

○網木 映法（社会学類）

学類新歓が集まるような組織でそこに伝えて、そこから学類の中に浸透するように努めてもらうということで、ある程度プロセスを踏んでその全学生に浸透していくようにするということか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

もう1回いただいてもよろしいか。

○網木 映法（社会学類）

新歓期間担当者連絡会はどなたが集まるのか。。私の認識は（新歓期間連絡者会議とは）学類などの新歓の代表者が集まるような会議で、そこに集まった学類の新歓代表者に伝えて、それを学類に流してもらうということが周知に対しては適当な手段であるからそのようにすると説明されたと認識している。。そのような会議を通じて積極的に発信していくことで周知を図りたいということであっているか。。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

はい。先ほど回答したものとしては、その通りだ。

追加で新歓委員長からも連絡があったのでそちらも一応伝える。

先ほど議長からこの条文に対しての解釈が話されたが、前提として全代会で発議して制定して、全学生に規制をかけるということは過去に行われたことであるし、昨年度もそのように行ったため、それに倣ってこの条文を書いている。そのため、全学生に対しても有効であると思う。

○網木 映法（社会学類）

過去の事例から実現可能性はあるものだと判断されているということか。

○桑原 侑（新入生歓迎委員会）

はい。

○綱木 映法（社会学類）

学生に規程を遵守させるためには、周知をする必要があると思う。そこは共通の認識があるだろう。その上で、周知させるということに実現可能性がないと、遵守しなければならないという規定自体の効力がなくなってしまうのではないか。実現可能性はあると新歓委が言っているのであれば遵守・・・（議長が発言を始める）

○近藤 拓未（議長）

（社会学類 綱木の発言に割り込む形で）そちらについてもう少し説明すると、実現可能性について新歓委と議論をし、こちらの文言は消すべきではないかという話をし、消す案を打診したのだが、十分な議論が行われないうまま新歓委から提出された規定には該当の文言が入っているという経緯がある。それについて、全代会議長として遺憾の意を表明する。

○綱木 映法（社会学類）

新歓委は実現可能性はあると思っているが、全代会の議長としてはそうではないと思う節があるということか。

○近藤 拓未（議長）

そのように認識をしている。澁谷からもそのような認識をしているという旨を、今伺ったので重ねて申し上げたい。先ほど社会工学類の岩渕さんの質問でもあった通り、三系と全代会および新歓委でのコミュニケーションが十分にとれていない中の議案の発議である。この議案が十分なコミュニケーションのもとでお互いの合意が十分にとれた状態で発議されたものであるかという点についてはかなり疑念の余地があると考えている。

その他質問がある方はいるか。49分まで質問がなければ、表決に移りたい。

49分になった。挙手している方はいないため、表決に移る。

まずは元々の議題 P28008 の議題、第 14 条 2 項を修正していない議題につきまして、投票とする。

先ほどの動議の修正動議で出された修正を踏まえた議題についてはこの後に表決する。今は元々挙がっていた表決について投票をお願いしたい。

投票の流れについては省略

投票数が 35、賛成 12、反対 16、保留 7 ということで、賛成反対ともに全議員の過半数に満たなかったため保留となる。

○近藤 拓未（議長）

続いて動議の投票に移る。挙手制の投票とする。お手数おかけするが、挙手をお願いしたい。オンラインの方は手を挙げるというリアクションによって挙手の判別を行う。

投票の流れについては省略

○近藤 拓未（議長）

投票数が 37、賛成が 21、保留が 15、反対が 1 ということで、こちらも賛成反対ともに過半数に満たなかったため、保留とする。

保留となった議案については改めて議案を提出することが可能になっている。その際は、前回の話し合いを基にすることも可能になっているのでその旨を、議案書にお書きいただきたい。

長くなって申し訳ない。第五回の本会議はこれにて終了する。散会。

以上、総務委員会 作成